

★福祉医療給付制度の改善をすすめる会の総会 開催★

—子どもと障害者の医療費窓口無料化の実現をめざし—



参加と平等

県推協新聞

第419号

2015年 5月 28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

—9—2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行 障害者の生活と権利を守る  
長野県連絡協議会

発行所 〒三八一〇〇三四  
長野市高田中村二七六一八  
長野県労働会館一階

電話 〇二六(二六四)五二五六  
FAX 〇二六(二六四)五二五六  
松丸 道男

発行人

福祉医療給付制度の改善をすすめる会(以下、すすめる会)の二〇一五年度総会が五月一日、高校会館において開かれました。

当日、和田浩会長は本務で出席できませんでした。この一年間、窓口無料化をめぐる大きな動きがあった。署名運動等を通して、多くの県民の声が寄せられ、「窓口負担があるために受診を控える」という子どもが決して少なくないことが明らかになり、県民の中に「償還払いは少数派」という認識が広がった。「県知事選挙、県議会議員選挙を通して声の広がり」は確実に影響を及ぼしている。国会でのパネルティーの見直し論議、石川・岩手など他県の動きなどもあり、窓口無料化への流れは加速している。「私は小児科医会セミナーほかの機会に、子どもの貧困対策にとって窓口無料の必要性を訴えてきた。医師会関係への働きかけを強化したい」「窓口無料は、実情を知れば幅広い人々が一致できる課

題。大きく声を上げ実現に向けた取り組みをすすみましょう」との趣旨のメッセージが寄せられました。

和田会長に代わって主催者挨拶に立った原副会長(長野県障害者運動推進協議会副代表)は、今国会に戦争法案と同時に社会福祉法及び医療制度の改善法案などが提出されていることから、「歴史的な教訓を生かし、平和・人権・民主主義と一体の福祉施策の前進、子どもと障害者の医療費窓口無料化の運動を、力を合わせて進めましょう」と呼びかけました。

【記念講演】

石川県社会保障推進協議会の寺越博之さんを講師に開かれました。寺越さんは主な経過・成果と課題を次のように語りました。

石川県では、県社保協、新しい県政をつくる県民の会、新日本婦人の会が共同して、二十一年間にわたり「子ども医療費助成

紙面の案内

- ◆P1~P3; 福祉医療給付制度の改善をすすめる会の総会 開催
- ◆P3~P6; 日本障害者協議会(JD)総会・政策会議開かれる  
—国連にパラレルレポートの提出を—
- ◆P7; 第2回 障害者・高齢者等要援護者のいのちを守る防災のあり方を考えるシンポジウム  
in千曲・坂城 開催報告
- ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)





制度で持ち合わせの心配がいらぬ現物給付化を」と要望してきました。

しかし、県は、「現物給付にすると医療費が増え、県の負担も増える」「現物給付を求める声や意見は県内の市町や議会から上がってきていない」として県民の願いに背を向けてきました。こうした中で、石川県社協は県保険医協会と協同して各地区医師会に協力要請し、地方議会への請願を行い、同時に市長・町長から県知事に意見を上げるよう働きかけました。その結果、市町議会の八四％から「現物給付化を求める意見書」が県に届けられました。さらに、金沢・小松・能美の各市長が

県に出向いて「子どもの医療費を窓口無料化しよう」意見を上げ、他の市町・町長も市町会・町村会を通して意見を上げるようになりました。

大詰め段階になり、二〇〇二年の健保三割負担阻止運動で協力関係を築いた県医師会に申し入れたところ、県議会最大与党の自民党県議団が紹介議員となり、県医師会が二〇一一年三月県議会に提出した請願書が採択されました。しかし、谷本知事は意固地になってなかなか動きませんでした。ところが、輪島市が県独自の冷たいペナルティーを受けてでも、単独事業で、子どもの医療費の現物給付化を実施しました。それを契機に事態は大きく動き、県知事答弁(※)が変更を余儀なくされ、現物給付化に向けての重い扉が開かれました。

今後の取組みとしては、①県に現物給付化の実施を迫る②すべての市町が単独事業として現物給付化を実施する③県が全国最低クラスの助成対象を改善し、入院・通院とも中卒まで拡大する④すべての市町が、高卒(十八歳年度末)までを対象とする、ことを求めて運動を広げていきます。

見通しとしては、すべての市町が現物給付化を実施することは遠くないと思っています。

※県知事答弁(二〇一四年九月県議会)

「国民健康保険の国庫負担の減額措置を受け入れてでも現物給付を希望する市や町については、その市町の意向に沿って対応することを具体的に検討していく必要がある」(具体的には、県独自で実施している市町へのペナルティーを外すということ)

【総会】

二〇一四年度の活動報告及び決算報告、二〇一五年度活動方針及び予算案の審議、役員を選出が行われました。

一四年度の活動については、この「参加と平等」でも随時、掲載してきましたので主な項目のみ列挙します。「県知事への要望署名」「県知事懇談」「信毎への意見広告」「県知事選挙への取り組み」「市町村理事者懇談、議会請願の取り組み」「二月県議会への請願署名、委員会での口頭陳情、請願行動等の取り組み」「県議会議員選挙への取り組み(アンケート調査)」ほか、活発な活動を展開してきました。

署名活動は、二つの活動をあわせ十数万筆を超えました。署名だけでなく、県民の声を広く集め、「千人の声」としてまとめ、公表しました。

県議会議員選挙のアンケート調査では、窓口無料化に賛同する議員が増えています。特に、すすめる会の後に実施した保険医協会のアンケートでは、県民の声を意識し賛同に回る議員がさらに増えていきます。(アンケートに回答した当選者のうちの賛同議員は二四名、全議員の四一%)

二〇一五年度の活動方針としては、①窓口無料化を求める切実な声を可視化させ、さらに県民への理解を広げる活動②医師会等医療関係者、子育て関係、障がい者関係団体・個人との懇談・共同を広げる③新県議会の会派・議員との懇談、理解を広げる④市町村理事者及び市町村議会への働きかけを広げる⑤国保



ペナルティー中止問題で国会議員への働きかけなどが提起されました。

提案については、四団体から、「国会への働きかけ」「市町村議会への働きかけ」「地域社協との連携や地域社協のない地域での活動」「新難病法、障害者・難病患者の六五歳問題などについて」ほか、実践や課題の報告がありました。

役員選出では、和田浩さん(健和会病院副委員長・小児科医)が会長に、湯浅建夫さんが事務局長に再任されました。当会からは引き続き、原副代表が副会長に、竹田事務局長が事務局次長として留任することとなりました。

国会でも、国の都道府県、市町村の努力に対する不当なペナルティーをやめさせることが検討課題になってきました。国民、とりわけ障害者・患者などの生活困難、子どもの貧困は覆い隠せないところに来ています。「厳しい時ほどチャンス」です。今年も昨年以上に協働の輪を広げ、悲願達成のため奮闘することを決意しあう総会となりました。



# 日本障害者協議会 (JD) 総会・政策会議開かれる

## 一国連にパラレルレポート の提出をー

し、障害者権利条約と憲法の関連、その理念や具体的な条項を活かすために、力を合わせ努力していくことの必要性が述べられています。

一四年度の事業報告、決算報告及び監査報告、一五年度の事業計画及び予算案は一括提案され、全会一致で承認されました。続いて諸規程の改正案が提案され同じく全会一致で承認されました。役員選出で、代表には藤井克徳氏が再任され、新しい副代表の一人として全国障害者問題研究会の蘭部英夫氏が選任されました。

## JD政策会議2015

# 国連へ！ パラレポを！ 権利条約下の私たちの実態を！

日時：2015年5月23日(土)午後1時半～4時半

場所：戸山サンライズ2階 大研修室

### JD政策会議呼びかけ文

障害者権利条約第33条により政府は国連・障害者権利委員会に報告書を提出する義務があります。同様に障害者団体は政府報告書に対する民間報告書(パラレルレポート=パラレポ)を国連に提出することができます。これは、権利条約下での国内法見直し・向上にむけて大変重要な取り組みです。

JDでは、このパラレポづくりをむけて、JDF(日本障害フォーラム)の条約推進委員会と連携しながら、JDとしての現状分析と課題の整理作業をはじめています。

条約批准は、障害分野を越えて日本社会全体にとっても新たな夜明けであり、新しいスタートです。JDは、この条約が実質的に実現し、障害のある人の暮らしやすい社会に向けて、他団体とも連携しながら運動を継続していきます。政策会議2015はその一環として行います。

これまで実施した懇談会やアンケートを踏まえ、障害者権利条約を多くの方に知っていただくこと、そして、障害のある人の実態を共有し、パラレポの重要性を学びつつ、情報や意見交換を行いたいと思います。みなさまのご参加をお待ちしています。

日本障害者協議会(JD)は、五月三日、第四回総会並びに「JD政策会議二〇一五」を戸山サンライズ(東京都)で開催しました。今次総会の大きな特徴は、藤井克徳代表をはじめ、顧問の各氏の挨拶や参加者からの発言に国の動向に対する強い懸念が示されたことです。議案書の書出しも「二〇一五年は、第二次世界大戦から七〇年の大きな節目である。戦争が障害者を生み出し、戦時下において障害のある人が筆舌に尽くしがたい環境下におかれたことを…この事実を発信し続けることが、障害分野にいるものとしての責務…」となっています。

続いて、「他国で戦争ができる国に変えようとする動き」と「社会保障の後退の動き」の関連性を指摘

### 〈政策会議〉

政策会議の主催者挨拶で、藤井代表は、「障害者権利条約の批准ほど大事なことはない。私たちは幸せであると同時に責任も重い」「条約はどこを見てモキラキラ輝いている。三五回『他の者との平等』が出てくる。もつばら、障害のない者との平等性をうたっている。隠れたテーマとして、同じ障害者同士の平等性がある」「私は、障害者が置かれているマイナスの状況を平等にすることを『地点戦略』と呼び、障害者同士の平等性を『横並び戦略』と呼んでいる」「この二つの戦略と同時に大切なことは、『私たち抜きに私たちのことを決めないで』という考え方。策定する内容と同時に策定過程こそが重要。当事者参加で決める視点を重視したい」「JDF六一団体、多様な団体で多様な考え方を持っている。ある意味では厳しさもあるが、小さい団体なども大切に意見を寄せあい、共感しあい政策にまで深めていきたい」と政策会議の意義を述べました。

来賓として、内閣府政策統括官付の加藤誠実参事官が挨拶に立ち、政府の障害者政策委員会の予定等を紹介しました。政策会議の参加者は、一一四名でした。

報告Ⅰ 政府報告骨子案とJDFの動き

報告者 園部英夫 (JDF副代表、JDF条約推進委員会委員)

◇批准・一五四カ国、署名・一五九カ国 (二〇一五年四月二一現在)  
日本は、二〇一四年、一四一番目の締約国。世界の流れは、障害者権利条約。排除しない、インクルージョン

◇障害者自立支援法違憲訴訟団と国との基本合意がなされた時 (二〇一〇年一月七日) の写真を示しながら、世界の合言葉は、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」。名ばかりでない国内法の見直しを！  
第四条三項 一般的義務 「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害

者 (障害のある児童を含む) を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる」

◇条約の構造 (略)、本日のパラレルレポートに関する条項は、実施とモニタリング、第四条「障害者権利委員会」、第五条「締結国による報告」  
第三五条一項「各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国連事務総長を通じて委員会に提出する」

二項「その後、締結国は、少なくとも四年ごとに、さらに委員会が要請するときはいつでも、その後報告を提出する」  
三項「委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する」

◇外務省 (人権人道課) の動きとJDF・JD

- ・国は、政府報告骨子案を示し、各省から四月末に集約する。
- ・JDFは、JDの意見を含め外務省に要請していく。その内容は①政策進展に資する報告を②統計・データに基づいた報告を③達成できていない部分は課題として率直に指摘を④私たちと意見交換

を  
・形として、内閣府の政策委員会が動く

◇JDFの動き

委員長・佐藤聡DPI事務局  
長、JD委員 (園部他四名)。  
月一回の情勢学習、意見交換を重ねる。パラレルレポートをいろんな団体と一緒にまとめていく努力をしたい。  
(予想される日程)  
二〇一五年一〇月末、日韓セッション  
二〇一六年二月、政府報告書VSパラレルレポートづくり  
二〇一八年頃、日本の検討時期か？

◇ (替え歌にのせ) 私たちが望んでいるのは平和な暮らしです子どもも女性も障害者もふつうに生きたいだけれども等しくこころ豊かに生きられるすべての人の社会をつくってゆきたい

報告Ⅱ パラレルレポートを知ろう

報告者 佐藤久夫 (JD政策副委員長、日本社会事業大学特任教授)  
◇条約は憲法と一般法の間の位置  
憲法第九八条二項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」  
障害分野の法体系で見た場合、



①憲法②障害者権利条約③障害者基本法④障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法：ほか国内法の順

◇条約が定める国際監視

第二五条 締約国による報告（閣部報告と重複） 締約国は障害者権利委員会に、国内でとった措置とその結果生まれた進歩を報告する義務がある。批准後は二年以内に、その後は四年ごとに実施する。

第三六条 報告の検討 障害者権利委員会は、締約国の報告を検討し、提案（総括所見）及び一般的な勧告（一般的意見）を行う。追加情報（要請（事前質問））もできる。

◇プロセスの渋滞状況

五月一五日現在、一五四カ国が批准し、最初の報告を済ましたのは八〇カ国、権利委員会の協議が間に合わず大渋滞している状況がある。事前質問事項が終了したのは三二カ国、事前質問への回答まで漕ぎ着けたのは二三カ国である。日本に対する審議等が遅れる可能性がある。

◇国際監視サイクルへのNGOの参加

NGOつまり、民間の私たちが監視サイクルに参加する機会が多い。まず、国が来年二月に報告を出す前の働きかけがある。（園部さんに同じ）次に、国の報告書を

精査し、私たちの意見（パラレルレポート）を独自に提出できる。例えば、「国はこう言っているが、実際はこうなので、事前質問で正してほしい」などの働きかけができる。国の回答後にも、その回答に対する意見を提出できる。さらに、委員会への国の回答後、民間としての一時間程度の説明の機会が与えられる。

◇韓国の場合の経過

韓国は日本と政策や法律が似ている。〇八年批准し、一年六月に政府報告をしている。この際の経過や民間のパラレルレポートなどが参考になる。

韓国NGO連合は、二一団体が参加し、一三年二、三月にかけ三回の準備会を行い四月に発足している。ジュネーブに、五〇人を超える傍聴団を組織し働きかけを行っている。ただ、残念なことにパラレルレポート提出、委員会の総括所見が出た後、解散している。

◇韓国のパラレポの影響

韓国政府の報告に対し、パラレポを提出したことにより、委員会の総括所見に一定反映されていることが幾つかの事例で分かる。

例：第五條平等及び無差別

＜韓国政府報告＞障害者差別禁止法

に基づいて国家人権委員会にも裁判所にも訴えることができる。国家人権委員会は二〇一〇年九月までに、二九三八件の訴えを受け、うち二〇

三五件が取り扱われた。そして救済措置の九五％（三二二件）が相手側によって実行された。

＜民間パラレポ＞国家人権委員会

二〇一三年一月二月までに受けた七一九三件の申し立てのうち、三四一三件は取り下げ、二七四一件は不採用であり大半は問題未解決。

国家人権委員会は調査と勧告以外に有効な救済機能を持たない。その独立性に疑問があり国際機関（ICC）の資格が保留されている。

＜総括所見＞障害者差別禁止法による

訴えの多数が解決されていないことは問題。国家人権委員会の職員体制を強化するとともにその独立性を高めるべきである。（他の事例報告略）

報告曰 障害者権利条約に関する関

係団体からのアンケートまとめ きょうさん坂下さんから、障害者権利条約の条項に沿った関係団体からの意見集約の報告がありました。ネットで情報提供されるこのことですので紙面の都合上、そちらでご確認ください。

報告曰 特定非営利活動法人日本失

語症協議会 目指している活動の紹介 報告者 園田尚美（日本失語症協議会事務局長・副理事長）

◇ご存知ですか？失語症  
・脳卒中や頭部外傷・脳炎などの脳の機能障害により、話す、聞く、書く、読む、計算する等がスムーズにできなくなる症状。

・外見からではわからない障害「見えない障害」であることから社会にほとんど認知されていない。人として暮らすうえで必要な意思伝達することが不自由な障害。

・意思の伝達が困難ということが失語症のある方々の家庭復帰、職場復帰など全ての社会復帰の大きな障害要因となっている。

◇患者数 推定三〇〇～五〇万人。有史以来、厚労省は人数把握をしていない。患者数やその生活実態等に係る国の調査が、研究者に委嘱してやっと平成二六年度より実施される。当会からの数年来の要望で実現した。

◇国への要望事項

・失語症は身体障害者現在手帳等級認定は、「三級と四級」全失語三級、名前が言えれば四級とされている。

リハビリの成果で名前だけ何とか言えても、生活の困難さは変わらない。失語症を十分に理解している専門家による検討会議を早急に開催し、障害等級の見直しを検討してほしい。

- ・失語症を理解している医師を指定医とし、失語症の認定をしてほしい。

- ・回復期病院から退院後、リハビリを継続できない失語症者が、リハビリ不十分のまま、社会に放り出される現状である。社会・地域にその人らしく復帰できるように、地域リハビリ機関への支援を充実してほしい。

- ・失語症者の個別症状の障害特性を正確にとらえ、情報を適切に要約し、適切な方法で当事者に伝えることのできる専門職の養成が必要である。それらの専門職を、情報処理の支援、意思疎通の支援、意思決定場面、司法に係る場面で権利擁護など様々な必要な時の派遣制度がほしい。

- ・就労が大変困難な障害でもあろう。複雑な言語構造のどの部分が障害されているかにより、症状の出方は様々。また、症状が合併している方が大多数。意思の伝達、数の操作、言語記憶、ワーキングメモリー(情報を保ちながら操作する)など個々の実態に応じた就労支援がほしい。

- ・失語症は脳前頭葉の言語屋の欠損であり、回復は困難。生活実態に応じた、年金一級の認定を認めしてほしい。

- ・障害支援区分の認定や介護保険の認定手続きにおける医師の意見書や調査員の調査書作成にあたっては、失語症を理解した者によって実施してほしい。

- ・認定調査票様式一〇六項目の中に、失語症に視点を置いた項目は一点も見当たらない。改善をしてほしい。

◇どうやって生活できるかが大切な視点。福祉の谷間をなくし、すべての者に適切な支援をお願いしたい。

**報告△障害者権利条約と私たちが直面している実態**

報告者 篠原三恵子(NPO法人「筋痛性脳脊髄炎の会」理事長)

◇権利条約第一条「目的」(条項省略)及び平成二三年、改正・障害者基本法の障害者の定義(条項省略)から見て、障害者に慢性疾患に伴う機能障害が含まれるようになったことは明らかである。

◇平成二六年度厚労省慢性疲労症候群患者の日常生活困難度調査事業(調査結果データ省略)

- ・「常に介助が必要、終日、就床が必要」「しばしば介助が必要、日中の半分以上は就床が必要」な寝たきりに近い重症患者が約三〇%いる。
- ・軽症群でも約九〇%の患者が家事後に症状が悪化し、家事後に寝込む患者は全体の七割弱。

- ・八割近い患者が通院後に寝込み、中等度の患者すら、半数近くが通院以外の外出はほとんどできない。

- ・小児期に発症した患者が二割近くに上り、義務教育を受ける権利が保障されていない。※A
- ・選挙権を行使する権利が保障されていない。※B

◇教育権の課題(※A)

一〇未満の発症患者：四八名、発症後、何とか通学を続けられた患者は二六名(四二・六%)。義務教育の年齢で発症し特別支援教育を受けられた患者二名

◇選挙権行使の課題(※B)

選挙権を行使できた患者三五名(約二九%)

◇奪われている権利

合理的配慮が受けられないために、他の人との平等に社会参加する権利が奪われている。「必要な介護を受けられる権利」「外出する権利」「選挙権を行使する権利」「教育を受ける権利」「医療を受ける権利」など。社会的に孤立させられている。

◇対象疾病の要件

△指定難病▽

- ・発病の機構が明らかでない
- ・治療方法が確立していない
- ・患者数が一定の人数(人口の〇・一%程度)に達しない
- ・長期にわたり療養を必要とする
- ・客観的な指標による診断基準が定まっている

△障害者総合支援法の対象疾病▽

- ・治療方法が確立していない
- ・長期にわたり療養を必要とする
- ・客観的な指標による診断基準が定まっている

◇難病法における「制度の谷間」

医療費助成の対象にも福祉サービスの対象にもならない「制度の谷間」が残る。解決するためには、主に次の視点が必要である。

- ・治療研究、医療費助成、福祉サービスの対象を切り離して論議する
- ・対象を病名や患者数で区切らない
- ・生活の困難さに応じて支援する仕組みへ抜本的に変える

**イエローリボンバッチ、イエローリストバンド普及に引き続きご協力を!**

日本障害フォーラム(略称 JDF)は、国連で採択された障害者権利条約を日本国内に広く普及し、障害のある人びとの社会参加を推進していくために、「イエローリボン運動」を行っています。



## 第2回 障害者・高齢者等要援護者のいのちを守る防災のあり方を考えるシンポジウムin千曲・坂城 開催

— ふだんから、そして災害時に助け合える街づくりを —



一、はじめに

三月二一日(土)に千曲市文化会館小ホールにて、「第二回 障害者・高齢者等要援護者のいのちを守る防災のあり方を考えるシンポジウムin千曲・坂城」が開催されました。今回は昨年に引き続き

の開催で、今回のシンポジウムの発言テーマは以下のようなものでした。

前半テーマ①それぞれの立場で防災に關して思うこと。特に今すぐめられている、支えあいマップに關しての認識とそのマップづくりをどうすすめるか?そしてどう生かすか?  
②筑北村の事例や白馬村の教訓から、何を学びどう生かすか?

後半テーマ①災害で、いのちが助かったあとの課題に關して②災害に關しての現状から改善する為の提言・提案など③サブテーマである「ふだんから、そして災害時に助け合える街づくりとは?」具体的になんかことが考えられか?意図的に人と人とのつながりをつくることしたら、どんな場が必要か?・・・以上の三つのテーマから選別して発言する。尚、各シンポジウスとは以下のような立場の方々に依頼しました。

- ①障害者当事者 ②認知症 介護家族 ③千曲市民生児童委員協議会
- ④千曲社会福祉協議会
- 事前に依頼したフロア発言者
- ①屋代地区の区長 ②千曲市精神障害者家族会

尚、この防災シンポジウムの報告集づくりを六月末までに作成予定で

すので、詳細は、この報告集をご覧ください。

二、防災に關する提言を作成し、千曲市に提出

提言① 千曲市は、「要援護者・家族むけの防災ガイドブック」を作成し、要援護者・家族に配布する。

兵庫県作成(平成25年版)「災害時要援護者支援ガイドブック」を参考にす。

提言② 障害別の配慮を示したマニュアルも必要。兵庫県作成(平成25年版)「災害時要援護者支援指針」を参照。

尚、①②については、長野県レベルで作成するよう千曲市として、要請する。必要なら、千曲市独自に作成する。

提言③「ふだんから、そして災害にも助け合える街づくりをすすめる」そのために、市民・ボランティア団体等の自主性を生かす場・交流拠点等を整備し、ネットワーク作りができるように援助する。

また、意図的に人と人とのつながりをつくる必要があるため、地域食堂・交流情報広場(図書館的機能を含めた)・支えあいサロン及び地域のまつり、イベントを市

民の自主的な活動ができるように市民が自由に使える場づくりをすすめる。(新潟県長岡市では市民の交流センターが市役所内にある)

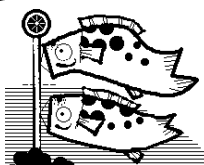
提言④ 千曲市内で要援護者に対する防災対応モデル区を設定して組織づくりをすすめる。モデル地区では、要援護者名簿・支えあいマップを活用して防災訓練を実施する。

そして、災害時個別支援計画づくりに生かす。尚、地域防災のトップとなる区長は、数年で変わってしまうので、地域防災相談支援員(仮称)をつくり、各地区の区長・民生委員及び要援護者の相談支援活動ができる人材を複数配置する。

三、おわりに

第三回目の防災シンポジウムに關しては、災害で命が助かった後の課題で、「避難所生活」「心のケア」「復興・復旧」をテーマとして、千曲市社協とも連携してすすめてゆく。併せて、障害者・家族等要援護者に対して防災に關しての情報がほとんどないことが、これまでの防災シンポジウムでわかってきたので、行政に申し入れると共に「要援護者に対する防災マニュアル」の冊子の作成を、民間レベルでも作成してゆきたい。

(報告 松丸道男)



# お知らせコーナー



## ★フォーラム2015「障害者・家族の生活実態と国連・障害者権利条約」★

障害者権利条約を批准した締結国として、国連・障害者権利委員会への報告が義務付けられています。私たちは全国の仲間と力を合わせ、民間「パラレルレポート」の作成を進めていきます。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」、大切なことは私たちの生活実態をきちんと反映させ、権利条約に沿い「平等」を実現することです。

「障害者差別解消法」の施行を来年に控え、今年は準備の年です。「差別」（平等の逆）とは何か、どんな準備が必要かも一緒に考え合います。会員はもちろん、会員以外の多くの県民を誘ってご参加ください。

日時 7月18日(土) 13:00~

会場 サンアップル(長野市)

内容 ①講演(全国の、障害者・家族実態調査の報告、調査から見える課題)

②障害者・家族の発表(県内の障害者・患者の生活、家族の介護や生活実態を明らかにします)

講師 新井 たかね 氏(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会副会長)

主催 長野県障害者運動推進協議会

## ★平成27年度 NPO法人ポブラの会総会・研修会 ★

日時 6月6日(土)

13:30~14:45 総会

15:00~16:30 研修会

会場 長野市生涯学習センター(トイゴ)4階 第一大学習室

研修会「今の自分から一歩踏み出すために」

講師: 夏目 宏明 氏(福祉施設長、長野県精神保健福祉協会副会長)

※出席は事前にご連絡ください。

TEL 026-228-3344、Fax (同) 224-3777

## ★2025年をめざした

### 長野県の医療・介護を考える県民シンポ★

月日 6月21日(日)

時間 13:00~16:00

会場 松本市・浅間温泉文化センター大会議室

内容 ①基調講演 講師は県の担当者に依頼中

②シンポジウム

シンポジスト: 急性期病院、開業医、訪問看護師、ケアマネ、患者、利用者



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp